

## 人事院会議議事録

会議日

令和5年7月20日 木曜日

会議の出席者

川本総裁 古屋人事官 伊藤人事官  
(幹事) 柴崎事務総長、米村総括審議官  
(説明員) (給与局)  
佐々木局長、役田次長、植村給与第一課長、  
本間給与局参事官、井手給与第三課長  
(職員福祉局)  
大滝職員団体審議官、早乙女職員団体審議官付参事官

議題

諸手当の取扱い

議事の概要

- 担当局より、議題について、別添の内容の説明があった。
- 議題については、三人事官一致で了承された。

## 諸手当の取扱い

(令和5年7月20日院議説明概要)

- 在宅勤務等を中心とした働き方をする職員については、在宅勤務等に伴う光熱・水道費等の費用負担が特に大きいことを考慮し、その費用負担を軽減するため、当該職員を対象として月額で支給する在宅勤務等手当を新設することとしたい。
- 在宅勤務等手当を支給する職員については、住居その他これに準ずる場所において、一定期間以上継続して1箇月当たり10日を超えて正規の勤務時間の全部を勤務することを命ぜられた職員に給与上の措置を講ずることとしたい。
- 在宅勤務等手当の手当額については、本年の職種別民間給与実態調査において把握した、光熱費の負担増への配慮を支給目的として在宅勤務関連手当を月額で支給する事業所の状況を踏まえ、月額3,000円とすることとしたい。
- 在宅勤務等手当の新設に伴う通勤手当については、次の取扱いとすることとしたい。
  - ・ 在宅勤務等手当を支給される職員で、通勤のために交通機関等を利用するものには、「交替制勤務に従事する職員等」に準じて、平均1箇月当たりの通勤所要回数分の運賃等相当額を通勤手当として支給する。
  - ・ 在宅勤務等手当を支給される職員で、通勤のために自動車等を使用するものには、自動車等の使用距離に応じて定める額から、その額に100分の50を乗じて得た額を減じた額を通勤手当として支給する。
- 在宅勤務等手当及び在宅勤務等手当の新設に伴う通勤手当の取扱いは、令和6年4月1日から施行することとしたい。

以 上